

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第409号)

平成17年9月30日

横情審答申第409号

平成17年9月30日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成15年4月25日道都土第12号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「都筑区荏田東四丁目の道路で開示請求者の指定する区間について、事実上の供用開始時期の分かる文書」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「都筑区荏田東四丁目の道路で開示請求者の指定する区間について、事実上の供用開始時期の分かる文書」を不存在のため非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「都筑区荏田東四丁目の道路で開示請求者の指定する区間について、事実上の供用開始時期の分かる文書」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成15年1月30日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

港北ニュータウン事業（中央地区）は、住宅・都市整備公団（当時。現在は、独立行政法人都市再生機構。以下「公団」という。）施行による土地区画整理事業で、宅地造成工事も公団が施行しており、現在施行中である。

本件請求の対象となっている道路（以下「本件道路」という。）は、当該土地区画整理事業で整備されているもので、事業施行者である公団が供用を開始している。供用開始の措置は、土地区画整理事業の進捗よくに合わせて事業施行者の判断において行われるものであり、横浜市への移管手続が完了するまでは事業施行者が管理することになっている。したがって、供用開始の際に横浜市への協議・通知等を行われていないため、本件申立文書は存在しない。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) まず明確にしておきたいことは、申立人のいう「事実上の供用開始」とは、「道路がバリケード等の撤去により一般交通の用に供されること」を意味する。
- (2) もともと管理（道路法上の管理であれ、暫定管理であれ）引継は、事実上の供用

開始の条件ではない。港北ニュータウン中央地区（以下「中央地区」という。）の佐江戸北山田線及び長津田地区の霧が丘長津田線を見ても、管理引継より前から事実上の供用開始が行われている。よって管理引継をしていないことが、文書不存在の理由にはなり得ない。

- (3) 申立人が要求した港北ニュータウン第二地区（以下「第二地区」という。）においても、公団管理のままで（横浜市に管理引継をしないままで）事実上の供用開始が行われた例は枚挙にいとまがない（ここでも事実上の供用開始と管理とは無関係である）。
- (4) 「道路法に基づく管理以前に横浜市が管理した事実はない」について、何を根拠にそう結論づけているのか聞きたい。それも申立人にとっては、ひとつの手がかりとなるものである。

5 審査会の判断

(1) 港北ニュータウン事業について

港北ニュータウン事業は、公団施行による土地区画整理事業で、宅地を整備するための宅地造成工事についても、公団が施行している。

第二地区宅地造成工事は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、横浜市と公団との間で宅地造成工事に関する協議が成立し、横浜市は、宅地造成工事に関する審査・検査業務を行い、平成9年3月31日にすべての工事が完了している。

港北ニュータウン事業により整備された公共施設（道路）は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第105条及び第106条の規定により、横浜市が公団から管理引継ぎを受け横浜市に帰属することになっている。

なお、実施機関は非開示理由説明書において本件道路が中央地区に存在するとしているが、本件道路は第二地区に存在し、この誤りについては実施機関の事情聴取において訂正された。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、「都筑区荏田東四丁目の道路で開示請求者の指定する区間について、事実上の供用開始時期の分かる文書」を申立人が請求したものである。

なお、この場合において申立人が求めている事実上の供用開始時期とは、道路法に基づく供用開始の期日ではなく、道路がバリケード等の撤去により一般交通の用に供されることを意味するものである（以下、便宜上、道路が始めて交通の用に供されたことを「使用開始」という。）。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 当審査会では、本件申立文書の存否を確認するため、平成17年7月8日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件道路は、公団による土地区画整理事業で整備されているもので、事業施行者である公団が本件道路の使用開始を決定している。道路の使用開始は、土地区画整理事業の進ちよくに合わせて事業施行者の判断において行われるものであり、本市への移管手続が完了するまでは公団が管理することとなっている。そのため、道路の使用開始の際に公団から本市への協議、通知等は行われず、本件申立文書は存在しない。

(イ) 本件道路が存在する第二地区は広域であるため、宅地造成工事が完了した区域から段階的に宅地の使用収益の開始を行っていた。そのため、宅地造成工事中でも事業区域の一部には人が住み始めるという状況であった。また、事業開始時から既存の住民が事業区域内で生活をしていた。それら住民の交通の便を確保するために、公団は、工事の進ちよく状況及び範囲並びに住民の安全性を考慮しながら道路の使用開始及び一時的な使用停止を日常的に行っていた。工事中の道路であっても、必要に応じて一部分の使用開始も行っていた。

(ウ) なお、非開示理由説明書の対象行政文書についての中に中央地区と記載したが、これは誤りであり、第二地区が正しく、第二地区については既に事業が完了していると訂正する。

イ 当審査会では、実施機関のこのような説明について、以下検討する。

本件道路が存在する第二地区は、約768ヘクタールに及ぶ広大な区域であり、公団は、宅地造成工事が完了した区域から順次仮換地を指定し使用収益の開始を行っていた。使用収益を開始した区域の宅地には、建物が建築され住民が生活し始めた。また、事業開始時から既存の住民が事業区域内で生活していた。宅地造成工事中でも部分的に居住者が存在するという第二地区の特殊な状況を考えると、事業期間中の区域内道路の管理を行っていた公団が居住者の利便性を維持するために、現地の状況に即して工事中の道路の一部も含めて事業区域内の道路の使用開始を独自に行っており、道路の使用開始の際に本市への協議、通知等は行われていないとする実施機関の説明に特段不自然な点は認められなかった。そのため、本件申立文書は存在しないとする実施機関の主張は特段不合理ではないと判断した。

なお、実施機関においては、非開示理由説明書の記載に当たっては誤りのな

いよう慎重に記載すべきである。

(4) 結 論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成15年4月25日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成15年5月16日 (第12回第一部会) 平成15年5月23日 (第12回第二部会)	・諮問の報告
平成17年4月8日 (第292回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成17年6月24日 (第65回第二部会)	・審議
平成17年7月8日 (第66回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成17年8月12日 (第68回第二部会)	・審議
平成17年8月26日 (第69回第二部会)	・審議
平成17年9月9日 (第70回第二部会)	・審議